

2017年8月7日

平成 29 年度
「省エネ適合性判定に関する講習」
講習案内書 Ver 4
【受講コース（講義＋修了考査）】

主催 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

目次

1.	講習対象者	1
2.	受講資格	1
3.	講習日及び会場	1
4.	カリキュラム	2
5.	受講料	2
6.	申込み方法	2
	(1) 注意事項	2
	(2) 受付期間	3
	(3) 受付開始時間	3
	(4) キャンセルによる仮受付再開	3
	(5) 仮受付から本受付までの流れ	3
	(6) 請求書、領収書の発行について	5
7.	仮受付有効期限内、本受付後の変更	5
	(1) 受講者の変更	5
	(2) 次回以降の振り替え	5
	(3) 本受付完了前のキャンセル	5
	(4) 受講料の返還について	5
	(5) 勤務先住所、氏名等変更時の届出	5
8.	受講票の発送	5
9.	受講当日の注意	6
	(1) 会場へのアクセス	6
	(2) 会場	6
	(3) 講習	6
	(4) 修了考査	6
	(5) 携行品	6
10.	修了考査の結果通知	7
	(1) 通知時期	7
	(2) 通知	7
	(3) その他	7
11.	不正手段、不正行為に対する措置	7
12.	ホームページによる情報提供	7
13.	お問い合わせ先	7

平成 29 年 4 月に施行された建築物省エネ法の建築物エネルギー消費基準への適合性判定の制度においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の要件として適合性判定員の選任が必要とされます。この制度を円滑に運用するため、適合性判定員の資格要件付与に関し、当財団では、建築物省エネ法に基づく「省エネ適合性判定に関する講習*」を開催いたします。

なお、判定機関の登録には、「適合性判定に関する講習」の修了者に発行する修了証明書が必要となります。

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 27 年国土交通省令第 5 号）第 40 条第 1 号の規定に基づき、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習として登録されています。（登録番号：国土交通大臣 1）

1. 講習対象者

登録建築物エネルギー消費性能判定機関に登録済みまたは予定の団体において、適合性判定員を目指す方が対象です。

2. 受講資格

以下の①～③のいずれかに該当する方に限ります。

- ① 建築基準法第 5 条第 1 項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ③ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

3. 講習日及び会場

講習日及び会場は、以下の通りです。

	開催地	講習日	会場	定員
第 2 回	大阪	9 月 8 日(金)	大阪国際会議場（グランキューブ大阪） 10F 1004～7 大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3-51	40 名

定員に達し次第、受付を終了します。

4. カリキュラム

講義終了後に修了考査を実施します。

(1) 講義

時刻	科目	時間
9:30～9:35	開会、諸連絡など	5分
9:35～10:35	法の概要	60分
10:35～11:05	適合性判定の方法（審査の手順）	30分
11:05～11:15	休憩	10分
11:15～12:45	適合性判定の方法（モデル建物法）	90分
12:45～13:45	昼休み	60分
13:45～14:15	適合性判定の方法（標準入力法）	30分
14:15～15:15	例題演習	60分
15:15～15:25	休憩	10分

(2) 修了考査

15:25～15:35	問題及び解答用紙配布等	10分
15:35～16:45	修了考査	70分
16:45～17:00	問題及び解答用紙回収、確認	15分

5. 受講料

受講料は、以下の通りです。

- ① 講義・修了考査受講料：48,600円（消費税込み）

6. 申込み方法

以下の（1）から（6）を確認のうえ当財団ホームページの仮受付フォームより、お申込みください。なお、郵送等による受付は行っておりません。

(1) 注意事項

- 1) 1社（支社、支店を問わず企業全体）あたりの応募人数に制限はありません。
- 2) 同一回の同じ会場に重複して申し込むことは出来ません。
- 3) 講義のみ、修了考査のみのお申し込みは出来ません。必ず講習と修了考査の両方を受ける必要があります。
- 4) 講義と修了考査を異なる会場若しくは日程とすることは出来ません。

(2) 受付期間

受付期間は、以下の表の通りです。なお、定員に達し次第、受付を終了いたします。

	開催地	講習日	受付開始日	受付終了日
第2回	大阪	9月8日(金)	8月15日(火)	8月28日(月)

(3) 受付開始時間

受付開始日の14時00分となります。

(4) キャンセルによる仮受付再開

キャンセル若しくは申し込み状況によって、一度終了した受付を再開する場合があります。この場合は、当財団ホームページにて予めお知らせいたします。

(5) 仮受付から本受付までの流れ

※仮受付フォームの最新ページを表示するには『F5 キー』または『更新ボタン』を押してください。

※タブレット端末、携帯電話等での動作確認は行っておりません。パソコンを利用してお申し込みください。

以下の手順にしたがって受付を行ってください。

手順1

仮受付フォームに必要事項を入力し、送信

手順2

当財団からの「仮受付メール」を確認

- ・10分以内に受信できなかった場合は、メールアドレスの入力ミス、受信側のセキュリティ設定等の原因が考えられますので、適合性判定員講習係までご連絡ください。

以下の手順3、4を仮受付有効期限までに行ってください。仮受付有効期限は、手順2の仮受付メールに記載しています。

※仮受付有効期限は、仮受付日当日から起算して4営業日までとなります。仮受付有効期限までに手続き完了の確認ができない場合は、自動的に仮受付は取り消しとなります。

手順3

受講料振り込み

- ・受講料を以下の指定口座にお振り込みください。
- ・受講料は前払い制です。
- ・振込手数料は各自ご負担ください。
- ・指定振込先

口座名義 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

口座番号 みずほ銀行 新橋支店 (普通) 777980

手順4

FAX送信

・仮受付有効期限までに、以下の（イ）から（ハ）の書類の写しをFAXにてお送りください。

その際、必ず手順2で受信した仮受付メールに記載されている【仮受付番号】を送付書類すべてに書き添えてください。

（イ）「仮受付メール」

※手順2で受信した「仮受付メール」を印刷のうえ、記載内容に不備等がないかご確認ください。

※不備や修正の必要がある場合には、訂正印を捺印のうえ、修正してください。

※著しく不備がある場合には、受講できない事もありますので予めご了承ください。

（ロ）受講料振込の際に金融機関が発行した「領収書」または「ATM振込票」の写し

※インターネットバンキングでのお振込みも可

その際は「振込日」「振込人名義」「振込金融機関名」「金額」の4点が分かる書類を添付してください。

（ハ）「資格証明書類」

	受講資格	資格を証明する書類
①	建築基準法第5条第1項の 建築基準適合判定資格者検定に合格した者	建築基準適合判定資格者合格通知書 又は建築基準適合判定資格者登録証
②	建築士法第2条第2項に規定する 一級建築士	一級建築士免許証 又は一級建築士登録証明書
③	建築士法第2条第5項に規定する 建築設備士	建築設備士試験合格書 又は建築設備士講習受講証書 又は建築設備士登録証 又は建築設備士登録証明書

※複数の資格を保有している場合でも、手順1の仮受付フォームで選択した資格を証明できる書類のみで構いません。

※仮受付フォームの入力氏名と資格証明書類の氏名が婚姻等の理由により異なる場合は、戸籍抄本または謄本等を各回に定めている受付終了日までに必着で、適合性判定員講習係宛に簡易書留にて郵送してください。

・FAX送信先：03-3222-6100 適合性判定員講習係宛て

手順5

当財団からの「本受付完了」のお知らせメールを確認

※手順3、4で定めるすべての手続きが終了したことを確認してメールをお送りいたします。

仮受付有効期限までに終了しなかった場合には、仮受付キャンセルとなります。

※必要書類の内容確認後に「本受付完了」お知らせメールを送信する際、2、3日お時間をいただく場合があります。予めご了承ください。

※必要書類に不備等がある場合には、当財団から速やかにご連絡いたします。

(6) 請求書、領収書の発行について

請求書の発行はいたしません。

また、領収書については、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

7. 仮受付有効期限内、本受付後の変更

(1) 受講者の変更

仮受付有効期限内、本受付完了後ともに受講者の変更は認めません。

(2) 次回以降の振り替え

理由の如何によらず、次回以降の講習への振り替えは行いません。

(3) 本受付完了前のキャンセル

「本受付完了」のメールが発信される以前に限り、申込みをキャンセルすることが可能です。

適合性判定員講習係に電話にてご連絡ください。その際、「仮受付番号」、「氏名」、「生年月日」をお知らせください。

(4) 受講料の返還について

次に掲げる場合を除き、原則として返還しません。

- 1) 仮受付時の記載内容及び申込みに必要な書類に不備を認めたときであって、補正の余地のない場合
- 2) 当財団の責に帰すべき事由により講習を受けることができなかった場合

(5) 勤務先住所、氏名等変更時の届出

修了¹ 考査² を受けた方で修了¹ 考査² の結果通知³ までに勤務先住所、氏名等の変更があった場合は、適合性判定員講習係までご連絡ください。

8. 受講票の発送

受講票は、本受付が完了した方について勤務先住所に順次送付いたします。

講習日の 1 週間前になっても受講票が届かない場合は、必ず適合性判定員講習係までお問い合わせください。

9. 受講当日の注意

(1) 会場へのアクセス

- 1) 会場に駐車場を確保していません。できるだけ公共交通機関を利用してください。

(2) 会場

- 1) 受講票に明記された会場で受講を行ってください。
- 2) 受付後、指定された座席に着席し、受講票を机の通路側に置いてください。

(3) 講習

- 1) 欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受けることができません。
- 2) 講習時間の 30 分以上遅刻又は早退をした科目が一科目でもある場合は欠席とみなし、修了考査を受けることができません。
- 3) 講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者は、退場していただく場合があります。

(4) 修了考査

- 1) 講義を受講した方のみ考査を受ける事ができます。
- 2) 机の上には講習テキスト、HBまたはBの黒鉛筆（シャープペンシル含む）、消しゴム、時計（携帯電話等の時計機能は使用不可）以外のものは置かないでください。
- 3) 講義中に行った書き込み、マーカー、付箋（インデックス）貼付がある講習テキストについても持ち込みを認めます。
- 4) 電卓の使用は認めません。
- 5) 中途退室は認めません。
- 6) 考査終了後に問題用紙は回収します。問題用紙を持ち帰った場合は、不合格とします。
- 7) 受講票は、考査終了後必ず持ち帰り、考査結果が届くまで保管してください。
- 8) 不正な行為のあった者に対しては、考査を中止させ、解答はすべて無効とすることを宣言し、退場していただきます。

(5) 携行品

必ず携行するもの

- 1) 受講票（顔写真を必ず貼付）
※受講票を持参しない場合、受講票に顔写真の貼付がない場合は、受講できません。
- 2) 身分を証明するもの（本人確認をする場合がありますので、顔写真付きの証明書（一級建築士免許証、建築設備士登録証（カード）、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、社員証等）を必ず持参してください。）
- 3) HBまたはBの黒鉛筆（シャープペンシル含む）
- 4) 消しゴム

携行できるもの

- 1) 筆記用具
- 2) 時計（携帯電話等の時計機能は使用不可）

10. 修了考査の結果通知

(1) 通知時期

- ・同一回の全ての講習終了後、概ね3週間を目途に通知します。

(2) 通知

- ・合格者については、「修了証明書」を送付いたします。「修了証明書」は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の際に必要となりますので大切に保管してください。
- ・不合格者については、「修了考査結果通知書」を送付いたします。

(3) その他

- ・考査結果、採点内容等に関する問い合わせには、一切応じられません。
- ・合格基準は、ホームページに掲載し、公表いたします。
- ・「修了証明書」、「修了考査結果通知書」の再発行は、再交付手数料が発生する場合がありますので、予めご了承ください。

11. 不正手段、不正行為に対する措置

不正手段もしくは不正行為を行った者は、3年以内の期間を定めて講習を受けることを禁止します。また、不正手段もしくは不正行為が発覚した時点で以下の措置を講じます。

- ・不正な手段により受講申し込みを行った者……………受講を認めません。
- ・不正な手段により受講した者……………合格者については、合格を取り消し、修了証明書を返納していただきます。
- ・修了考査において不正行為を行った者……………修了考査を中止し退場を命じるとともに、不合格とします。

12. ホームページによる情報提供

当財団のホームページ (<http://www.ibec.or.jp/>) に、講習に関する情報を掲載しますので、随時確認してください。

13. お問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 (平日 9:30-17:30)
建築省エネルギー部 適合性判定員講習係
TEL 03-3222-6997